

計画の推進

『誰もが安心して暮らせる福祉のまちづくり』の実現のためには、地域福祉を担う市民・関係機関等がお互いに協力して連携を取り、それぞれの役割を果たしながら協働していくことが重要となります。

(1) 市民の役割

市民一人ひとりが、地域福祉に対する意識を高め、地域社会を担う一員であるという自覚を持つことが役割として求められています。そのため、声かけやあいさつを欠かさず、地域で困っている人のことを気に掛ける等、身近なところから心がけ、行政区内の自治組織への加入や地域活動への参加等、主体的に地域に関わっていく必要があります。

(2) 地域の役割

行政区や民生委員・児童委員、ボランティア、NPO 団体、福祉団体、福祉施設、企業は地域活動を行う各種関係団体が連携し、公的サービスのみでは対応が難しい地域の問題に積極的に対応していく役割が求められています。そのため、地域の各種団体に所属するそれぞれの人々が、地域福祉の考えを知り、活動を活性化する機運を高め、市や各種団体が連携していくという意識を持ち、協働で取り組む必要があります。

(3) 市の役割

市は、市民の福祉の向上を目指して福祉施策を総合的に推進していく役割が求められています。そのため、市民、社会福祉協議会、ボランティア、NPO 団体、福祉団体、福祉施設、企業との関係機関や団体の役割を踏まえながら、相互連携や協力を図り、地域福祉活動を促進させるための支援を行ない、保健・医療・福祉の関係各課の他、教育分野、建設分野等の庁内各課と連携し、総合的に地域福祉を推進していく必要があります。

(4) 社会福祉協議会の役割

社会福祉協議会は、地域福祉推進の中核機関として、計画推進にあたっては市民やボランティア、NPO 団体、福祉団体、福祉施設、企業と協働するとともに、市との調整役としての役割も担っています。そのため、今後、本計画の施策の充実を図り、PDCAサイクルにより評価や見直しを行い、計画を着実に推進します。



第2次

概要版

さくら市地域福祉市民活動計画



平成30年3月

社会福祉法人さくら市社会福祉協議会



第2次さくら市地域福祉市民活動計画 概要版

発行日 平成30年3月
発行 社会福祉法人さくら市社会福祉協議会
編集 社会福祉法人さくら市社会福祉協議会
〒329-1412 栃木県さくら市喜連川904番地
電話 028-686-2670

地域福祉市民活動計画とは

社会福祉協議会が呼びかけて、市民と関係機関・団体とともに策定する地域福祉推進を目的とした民間の活動・行動計画です。

社会福祉協議会

略称は「社協(しゃきょう)」。社会福祉法第109条により市町村ごとに設置された民間性と公共性を併せもった組織。地域福祉の推進・活動を行う。

(1) ご近所付き合いづくり

ご近所どうしで、日頃から、あいさつや声かけを行い、互いに思いあい、支えあうことにより、安心して暮らせる取り組みが必要です。

- ① ご近所付き合いづくり
- ② ご近所どうしの支えあい



(2) ご近所での見守り

地域内で孤立や閉じこもる人が出ないように、ご近所付き合いを大切にし、お互いに見守る関係を築きます。

- ① ご近所での見守り
- ② 見守り体制の強化



「ご近所」
で支えあう

1

基本目標

身近な
「集いの場」
をつくる

2

基本目標

基本理念

誰もが安心して暮らせる

福祉のまちづくり

基本目標

3

「市民」と
「地域」が
主役になる

基本目標

4

みんなで
「安心」をつくる

(9) 地域の防災・防犯体制づくり

地域ぐるみでの防災・防犯のための体制を整える必要があります。また、高齢者や障がい者等が消費者被害に遭わないよう、情報提供や啓発を行う必要があります。

- ① 防犯体制づくり
- ② 登下校の見守り
- ③ 消費者被害の防止

(3) ご近所ふれあいサロンづくり

より身近な地域において、世代や立場にとらわれず、地域住民だれもが集える場があることが理想です。

- ① ご近所ふれあいサロンづくり



(4) 集いの場・交流の場づくり

自治公民館や集会所等の地域の活動拠点を有効活用し、集いの場や交流の場づくりをすすめます。また、高齢者と子ども達や若い世代との交流の場づくりをすすめます。

- ① 集いの場づくり
- ② 多世代の交流の場づくり



(5) 地域組織の活性化

地域組織の活性化のためには、行政区内の自治組織への加入推進、地域住民の協力、次世代リーダーの育成が必要となります。

- ① 自治組織への加入推進
- ② 自治組織への協力



(6) 地域組織のネットワークづくり

地域内組織とのネットワークづくりをすすめる、互いに連携していくことで地域活動が活性化されます。

- ① 地域組織のネットワーク
- ② 関係機関とのネットワーク

(7) ボランティア活動の推進

地域活動を支えるボランティアが不足しているため、新たなボランティアの育成とボランティア活動を推進する必要があります。

- ① ボランティア活動への参加
- ② ボランティア活動の推進
- ③ 災害ボランティアセンターの体制強化

(8) 災害時等要支援者への支援

日頃より要支援者の把握につとめ、情報を共有し、もしもの時の支援体制を整備します。

- ① 要支援者への支援体制
- ② 情報の共有化



(10) 市民を支える体制の整備

支援を必要とする世帯に対して、地域、福祉関係者、関係機関、市等の連携・協働により、総合的かつ包括的な支援体制を整備します。また、日常的な交通手段がない市民に対して、利便性のよい代替の交通手段の充実が必要になっています。

- ① 相談体制の整備
- ② 交通手段体制の充実